

# 公 告

市立横手病院売店等委託事業について、次のとおり公募型プロポーザル方式による募集を行う。

令和元年6月24日

横手市病院事業管理者 丹羽 誠

## 1. 募集を行う事項

### (1) 件名

市立横手病院における売店運営、自動販売機設置及び管理運営を併せて行う事業者の募集

### (2) 履行場所

秋田県横手市根岸町5番31号 市立横手病院内

### (3) 運営の内容

①売 店 来院者及び職員が利用する売店の運営

②自動販売機 飲料等の自動販売機及びマスクの自動販売機の設置及び管理運営  
(マスク自動販売機は無償貸付とする)

### (4) 予定契約期間

令和元年8月1日～令和4年3月31日まで

(5) 契約形態 賃貸借契約(実際の賃貸借については、令和3年度からの予定)

### (6) 賃貸借料

①賃貸借料 横手市病院事業行政財産使用料規程に準じて決定する。

②光熱水費等 実費負担とする。

## 2. 契約候補者の選定方法

(1) 選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

- (2) プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める書類を提出すること。
- (3) 市立横手病院売店等選定委員会において、企画提案内容についての書面審査、プレゼンテーション・ヒアリングに基づいて最優秀提案事業者を選定する。この選定内容、評点を参考に市立横手病院施設整備委員会及び管理者会議において契約候補者を選定する。
- (4) 参加者が1者又はなしの場合は、選考全般に及び事項について管理者会議に諮られる。ここで決定された事項については、参加申込者へ別途通知する。

### 3. 選定までのスケジュール

- (1) 6月24日(月) 実施要領・仕様書の配布開始
- (2) 7月1日(月) 参加申込書の締め切り
- (3) 7月8日(月) 質問書の受付締め切り
- (4) 7月19日(金) 企画提案書の締め切り
- (5) 7月下旬 プレゼンテーション・ヒアリング
- (6) 7月下旬 選考結果の公表

※日程変更等が発生した場合は、参加者へ別途通知連絡を行う。

### 4. 参加資格要件

次の要件を満たす者に限り、参加することができる。

- (1) 過去2年間、食品衛生法等関連法令に違反したとして行政処分を受けたことがない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (3) 成年後見人及び被保佐人並びに破産者に該当しない者
- (4) 秋田県暴力団排除条例(平成23年3月14日条例第29号)第2条第1項第1号第2号及び第4号の規定に該当または関連しない者

## 5. 事務局

この募集に関する事務局は、次に置く。

〒013-8602 秋田県横手市根岸町5番31号

市立横手病院 総務課 市立横手病院売店等選定委員会事務局

担当 柿崎 正行

電話 0182- (32) -5001

FAX 0182- (36) -1782

Mail yokote-byoin@city.yokote.lg.jp

## 6. 参加申込、質問照会、企画提案書作成について

参加にあたっては、実施要領、仕様書、申込様式を入手し、記載事項に基づき応募をすること。様式入手については、5記載の事務局へ電子メール等で依頼すること。また、当院ホームページにも掲載予定である。質問照会、企画提案書作成についても、仕様書・プロポーザル実施要領に基づいて提出すること。

## 7. 失格事由

次の場合は失格となり、審査の対象から除外するものとする。または事業者の内定もしくは参加を取り消す。

- ①提出した書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ②4記載の参加資格要件を満たさないことが判明した場合
- ③著しく社会的信用を損なう行為等により、事務局が事業者としてふさわしくないと判断した場合。
- ④選定委員会委員への不適切な接触をした場合
- ⑤他の提案者とこの募集について提案内容や意思の相談を行った場合
- ⑥事業者選定終了後までの間に、他の提案者に対して応募提案内容を意図的に開示した場合

## 8. その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨が、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、契約候補者の選定以外の目的には使用しないが、選考を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
- (5) その他、詳細については、実施要領、仕様書による。